

川越市農業集落排水事業分担金条例施行規則の一部を改正する 規則（案）について

平成22年12月

1 趣旨

農業集落排水事業分担金の事務につきましては、川越市農業集落排水事業分担金条例施行規則等で必要な事項を定めております。今回の『川越市農業集落排水事業分担金条例施行規則の一部を改正する規則（案）』は、新たに農業集落排水事業分担金の徴収に係る必要な様式等を定めるものです。

2 主な内容

川越市農業集落排水事業分担金条例施行規則の一部を改正し、新たに農業集落排水事業分担金徴収職員証の様式を定めようとするものです。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行しようとするものです。

現 行	改 正 案
<p>(届出のない場合の認定)</p> <p>第十条 市長は、第八条第一項の規定により届け出なければならない事項について届出のない場合は、届出によらないで単位数の認定をすることができる。</p> <p>(その他)</p> <p>第十一条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>(届出のない場合の認定)</p> <p>第十条 市長は、第八条第一項の規定により届け出なければならない事項について届出のない場合は、届出によらないで単位数の認定をすることができる。</p> <p><u>(農業集落排水事業分担金徴収職員証)</u></p> <p>第十一条 <u>農業集落排水事業分担金の</u> <u>滞納処分のための質問、検査若しくは</u> <u>捜索又は農業集落排水事業分担金の</u> <u>滞納処分について、市長の委任を受け</u> <u>た職員は、当該職務を行う場合には、</u> <u>農業集落排水事業分担金徴収職員証</u> <u>(様式第11号)を携帯し、関係人の</u> <u>請求があつたときは、これを提示しな</u> <u>ければならない。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第十二条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p>